

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

県立学校における緊急事態宣言解除後の教育活動等について (通知)

国の緊急事態宣言は9月30日をもって解除されることになりましたが、感染者数の減少を維持し、再拡大を防ぐため、県独自措置(感染拡大抑止期間)に移行することとなりました。各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

については、本県の独自措置期間中における学校の教育活動等を下記のとおりとしますので、職員、児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は別途通知いたします。

記

**1 県独自措置の期間**

10月1日(金)から10月31日(日)まで

**2 感染症対策の徹底について**

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底すること。常時換気が難しい場合やエアコン使用時においても換気が必要であり、30分に1回以上窓を開けて換気を行うこと。また、屋外においても十分な感染症対策を講じること。

(2) 健康観察の徹底

①児童生徒等、教職員とも、登校・出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底すること。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養とし、登校・出勤させないよう指導を徹底すること。

②家族、友人等が感染し、濃厚接触の疑いがある場合は、保健所からの濃厚接触者の特定がなされていなくても登校を控えるよう指導すること。

(3) 給食・食事時の指導

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、お互い向かい合わず距離をとる、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行うこと。

**3 教育活動上の対応**

(1) 感染リスクが高い教育活動

各教科等における活動のうち感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動(『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2021.4.28 Ver.6)』P

54) は制限または自粛すること。

(2) 学校行事等

地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者の理解・協力を前提に、実施に向けて検討すること。また、実施に当たっては、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。なお、離島や県外への往來を伴う行事等については、PCR検査等を行うこと。その際は保護者の了解を得ること。

(3) 就職・進学等の活動

県外・離島の移動・往來を伴う就職・進学決定等に向けた活動については、学校・企業等や保護者への説明や理解を得た上で、感染症対策を徹底して実施すること。(PCR検査等の受検)

(4) 部活動等

部活動は、地域の感染状況等を踏まえ、平日 90 分以内(早朝練習なし)、土日祝日は2時間以内で活動することを可とする。

詳細は令和3年9月29日付け教保第1106号通知を遵守すること。

#### 4 学寮等の感染症対策

(1) 学寮内での感染はクラスターとなる恐れがあるため、入寮前の健康観察や感染症対策をさらに徹底すること。

(2) 学寮においては、離島地域の感染防止の観点から、当面の間、週末の離島出身者等の自宅等への帰省は極力控えさせること。また、その際は保護者の了解を得ること。

#### 5 その他

(1) 下校時において、生徒同士による食べ歩き等は厳に慎むよう、指導を徹底すること。

(2) 県独自措置の期間中は、できるだけ外出を控え、混雑している場所や時間を避けるよう指導すること。

**【本件担当】**

- 感染症対策全般、学級閉鎖等、運動部活動、学校給食に関すること  
教育庁保健体育課 電話 098-866-2726 F A X 098-862-0472
- 県立学校の教育課程、行事等に関すること  
教育庁県立学校教育課 電話 098-866-2715 F A X 098-866-2718
- 小中学校及び公立幼稚園の教育課程等に関すること  
教育庁義務教育課 電話 098-866-2741 F A X 098-866-2750
- 文化部活動に関すること  
教育庁文化財課 電話 098-866-2731 F A X 098-866-4350